

## 議案第14号

### 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成26年11月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

別表第1（第5条関係）

- 1 略
- 2 分べん料

区分		金額
単胎 の場 合	午前8時30分から同日 の午後5時までの間の 分べん	<u>118,500円</u>
	午前5時から同日の午 前8時30分までの間及 び午後5時から同日の 午後10時までの間の分 べん	<u>141,400円</u>
	午後10時から翌日の午 前5時までの間の分べ ん	<u>164,300円</u>
多胎 の場 合	略	
	2児目以降の分べん	当該胎児の分べんの時間区分 による単胎の場合の額の2分 の1に相当する額に <u>8,000円</u> を 加えた額

- 3 不妊治療料

別表第1（第5条関係）

- 1 略
- 2 分べん料

区分		金額
単胎 の場 合	午前8時30分から同日 の午後5時までの間の 分べん	<u>132,500円</u>
	午前5時から同日の午 前8時30分までの間及 び午後5時から同日の 午後10時までの間の分 べん	<u>155,400円</u>
	午後10時から翌日の午 前5時までの間の分べ ん	<u>178,300円</u>
多胎 の場 合	略	
	2児目以降の分べん	当該胎児の分べんの時間区分 による単胎の場合の額の2分 の1に相当する額に <u>15,000円</u> を加えた額

- 3 不妊治療料

区分	金額
配偶者間人工授精（精子洗浄濃縮法）	1件につき 9,806円
略	

4～10 略

備考

- 1 妊娠12週以上22週未満の出産の場合における分べん料の額は、2の表に定める金額からそれぞれ1万6,000円を控除した額とする。

2 略

区分	金額
配偶者間人工授精（精子洗浄濃縮法）	遠心分離法 1件につき 4,860円
	密度勾配法 1件につき 9,806円
略	

4～10 略

備考

- 1 妊娠12週以上22週未満の流産の場合における分べん料の額は、2の表に定める金額からそれぞれ3万円を控除した額とし、妊娠12週未満の流産の場合には、分べん料を徴収しないものとする。

2 略

附 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。